

福井国際フェスティバル ボランティア募集要綱

1 主 旨

この要綱は、福井国際フェスティバル（以下、フェスティバル）の企画・運営を行うボランティアの募集および活動、その他必要な事項について定める。

2 ボランティアの種類および応募条件

（１）企画運営委員（募集人数 ２０名）

フェスティバルの内容を協議する企画運営委員会に参加し、フェスティバルの企画・準備および当日の運営を行う。

【応募条件】 ・年齢不問。ただし、１５歳未満（中学生以下）の参加については、保護者の同意が必要。

・国籍は問わない。ただし、在留資格が有効である場合のみ可。

・企画運営委員会、フェスティバルの準備(10/18)と当日(10/19)に参加できること。

【募集締切】 ６月２５日(水)

（２）当日ボランティア（募集人数 ５０名）

企画運営委員または県国際交流協会の職員の指示の下、フェスティバルの準備および当日の運営を手伝う。

【応募条件】「ボランティア説明会」（１０月５日(日)、国際交流会館）に出席できること。ただし、仕事または学校行事等やむを得ない事情がある場合は応相談

【募集締切】 ９月３０日(火)

3 企画運営委員会および当日ボランティア説明会の開催日時

別紙「企画運営委員会の開催日程および内容」による。ただし、準備状況等により、企画運営委員会の開催日時を変更または追加する場合がある。

4 応募方法

専用のWEBフォームから、「希望するボランティアの種類」、「名前」、「電話番号」、「メールアドレス」を記入し応募する。

5 ボランティア活動の取り消し

下記の項目に一つでも該当する場合は、ボランティア活動を中止していただきます。

- (1) 応募内容に虚偽があったり、ボランティア活動中にフェスティバルと関係のない活動（営利活動や布教活動等）を行ったりなど、ボランティア同士の信頼を失わせる行動を取った場合
- (2) 正当な理由がなく、ボランティア活動の上で知り得たボランティア個人に関する情報を第三者に漏らしたり、別の目的に使用したりした場合
- (3) ボランティアとして不適切な言動があった場合、またはそのおそれがあるためフェスティバルの準備・運営に支障が出ると主催者が判断した場合
- (4) 心身上の理由により、ボランティア活動が困難と主催者が判断した場合

6 その他

- (1) 活動する者は全員、公益財団法人福井県国際交流協会が実施する「国際交流ボランティア登録・活動推進事業（協会活動協力）」に登録し、ボランティア保険に加入する。（主催者負担）
- (2) ボランティア活動への参加にかかる交通費等は個人負担とする。
- (3) 活動場所までの往復経路において交通事故等によりボランティアの身体および財産に損害が生じた場合、主催者は責を負わない。事象が発生した場合は、直ちに主催者に報告する。
- (4) ボランティアが活動中に主催者等に損害を与えた場合、主催者等はボランティアにその損害の賠償を求めることができる。

福井国際フェスティバル企画運営委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、福井国際フェスティバル企画運営委員会（以下、「企画運営委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 企画運営委員会は、「福井国際フェスティバル（以下、「フェスティバル」という。）」の円滑な実施を目的として設置する。

(業務)

第3条 企画運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) フェスティバルの企画および運営に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること。

(事務局)

第4条 事務局を公益財団法人福井県国際交流協会に置く。

(組織)

第5条 企画運営委員会は、公益財団法人福井県国際交流協会事務局長が委嘱する企画運営委員をもって組織する。

- 2 企画運営委員の任期は、企画運営委員会の解散の日までとする。
- 3 企画運営委員会に、委員の中から互選により次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 監事 2名

(役員の職務および任期)

第6条 委員長は、企画運営委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 監事は、企画運営委員会の会計、その他の事務を監査する。
- 4 委員長、副委員長及び監事の任期は、企画運営委員会の解散の日までとする。
ただし、任期中にやむを得ない事由により任務遂行が困難になった場合は、この限りではない。

(会議)

第7条 企画運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長があたる。
- 3 会議に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (2) 役員の選任に関すること
 - (3) 事業計画及び予算に関すること
 - (4) 事業報告及び決算に関すること
 - (5) フェスティバルの内容に関する企画および運営に関すること
 - (6) その他の必要事項
- 4 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 企画運営委員会は、第2条の目的を達成したときは、会議の議決により解散する。

(議決)

第8条 会議の議決は、出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 企画運営委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、企画運営委員会で決定した実施計画に基づき、福井国際フェスティバルの実施にかかる次の業務を行う。
 - (1) 実施に必要な具体的な準備、手配作業に関すること。
 - (2) 当日の運営に関すること。
- 3 部会は、次のとおり構成する。
 - (1) 企画運営委員会で決定した内容に応じ、複数の部会を設けるものとする。
 - (2) 企画運営委員の意向などを考慮の上、決定する。
- 4 部会に、次の役員を置く。
 - (1) 部会長 1 名／各部会
 - (2) 副部会長 若干名／各部会
 - (3) 書記 1 名／各部会
- 5 役員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 部会長 各部会を代表し、部会を総理する。
 - (2) 副部会長 部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
 - (3) 書記 部会活動の記録などの事務をする。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会に必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

(会計)

第10条 企画運営委員会の経費は、補助金、雑収入等をもって充てる。

- 2 企画運営委員会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(保険加入)

第11条 企画運営委員は、公益財団法人福井県国際交流協会が実施する「国際交流ボランティア登録・活動推進事業」に登録し、ボランティア保険に加入する。

(個人情報)

第12条 「公益財団法人福井県国際交流協会 個人情報保護規程」に準ずる。

(その他)

第13条 この会則に定めのない事項については、企画運営委員会において協議の上、定めるものとする。

附則 この会則は、令和7年6月29日から施行する。